

新型コロナウイルス感染症対策ニュース vol.12

今回の内容は「中小企業向け支援策」追加情報です。

雇用調整助成金に大きな追加情報、雇用関連で活用できる助成金をお知らせします。

今回の追加情報は2点です。

- ①「雇用調整助成金（3/29 追加）5分の4から10分の9へ」
※期間限定、4/1～6/30 申請分まで
- ②「キャリアアップ助成金（3/29 追加）」

ポイントは

- ①「雇用調整助成金の対象は、
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主であること」
※新型コロナウイルス感染症の影響とは「生産指標要件1か月5%以上低下していること」
「雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めること」
※労使間で休業協定が結ばれていれば、歩合給であっても対象となることがあります。
- ②「非正規の社員の処遇を改善（正規化や処遇向上による規定の見直し）に助成」

★現在、宮城労働局のコロナ対策に関する雇用調整助成金についての相談窓口は

こちらとなっています。→ 022-299-8063

担当者の方の対応はスムーズで具体的です。

自社のケースを説明すると円滑に進みます。

支援策の追加情報を加えたシートを添付しますので、ご覧ください。

お知らせメール自体に添付ファイルはありませんので、

下記 URL から e.doyu にログインして閲覧をお願いします。

本件に関するお問い合わせは同友会事務局まで。

TEL 022-355-2771 FAX 022-257-3220

最新情報は随時 e.doyu で発信してまいります。

→スマホからどうぞ。



<https://miyagi.e-doyu.jp/edoyumobi/>